

なごみだより

平成20年12月1日発行 第4号
犯罪被害者自助グループ「なごみ」の会

問い合わせ先 鳥取県庁くらしの安心推進課
TEL 0857-26-7183

12月1日から裁判制度が変わることに思う

我々犯罪被害者遺族は、ある日突然最愛の家族の命を犯罪で奪われても裁判では、ただ傍聴人席に座って聞くのみで、裁判の中に参加することは全くできなかった。被告が明らかに事実と反したことを目の前で言っているにもかかわらず、我々はただの一言もそこに差しはさめない。何のための、誰のための裁判なのかと毎回出廷して腹立たしかった。法廷では一切の発言権もない遺族は、全く蚊帳の外におかれたも同然で、閉廷になるとそれらの感情が突然一気に爆発し、立つことができない程の無念と悔しさで毎回発狂寸前まで追い詰められた。何で加害者は弁護士までつけて、言いたい放題策を練り、前回とは違うことでもぬけぬけと話す。それを聞く我々被害者遺族の気持ちはどんなものか！！被害を受けた最愛の家族はすでに亡くなり、我々遺族は身体の不調をがまんしながらやとその席にかろうじて座っているのです。

私たち家族の場合は犯人が3人いました。その3人に対してたった1回だけ意見陳述が許されました。それは犯人へ向かって言うのではなく、裁判官に向かって、裁判官の心証を動かすために言うのです。犯人の心に犯罪被害者遺族の気持ちが届くはずはありませんし、犯人に改心の情が起こるはずがありません。我々の言い分はすべて検事が代弁するのですが、その検事は多くの事例を扱ったプロと言えども、被害者遺族ではありえないので100%遺族の心からの叫びを代弁することはとうてい不可能です。

そこで12月1日から検察官の横に座り、被告人質問をするほか、求刑の意見も述べられるようになるということは、犯罪被害者遺族の思いを法廷の場で直接犯人に問うことができるので意義のあることです。改心の気持ちと呼び出させ、再犯を防ぐことになると思います。

ある犯罪被害者遺族は法廷において裁判官より「お母さんこれは交通事故なんです。交通事故は民事の裁判でお金なんです。お母さんの気持ちわかりますが、交通事故で人を死なせても謝らなければならないという決まりはありませんよ」と言われたそうです。何と遺族の気持ちを見殺した言動でしょうか。お母さんは加害者からの謝罪の言葉が欲しかったのです。このお母さんは加害者に直接問いただしたかったでしょう。これからはこんな裁判はなくなりますよ、お母さん。

息子を奪われた母より

お知らせ

12月13日（土）夕方5時45分より15分間、県の広報番組“鳥取Why”（日本海テレビ）でとっとり被害者支援センターを紹介する番組が報道されますので是非見て下さい。

この番組の収録では、現在岩美町立図書館で開催中の犯罪被害者自助グループなごみの会パネル展が紹介され、パネルの前でなごみの会のメンバーが被害者遺族の置かれている悲惨な状況を訴えました。